

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 <u>農林水産省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	森林法等の一部改正に伴う税制上の所要の措置（森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>森林経営計画は、森林所有者等が自発的に作成する5年間の伐採や造林等の具体的な計画であり、市町村長等の認定を受けることができる制度である。</p> <p>今般、「森林法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第44号）により、森林経営計画について、以下のとおり関連法の改正による認定基準の変更・追加を行うこととなった。</p> <p>1. 「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）の改正により、同法第4条の規定に基づく認定を受けた事業計画の対象となっている森林のうち、森林法第10条の5の規定に基づく市町村整備計画において定める公益的機能別施業森林区域以外の森林については、森林経営計画の認定基準として森林法施行規則に定める基準に代えて、木安法施行規則に定める基準を適用することとされた。</p> <p>2. 「森林法」（昭和26年法律第249号）の改正により、森林経営計画の対象森林の全部又は一部が、市町村が市町村森林整備計画に定める鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、森林経営計画に鳥獣害の防止の方法を記載するとともに、当該森林経営計画の認定基準として森林法施行規則に新たに定める鳥獣害の防止の方法に関する基準を追加することとされた。</p> <p>これらに伴い、改正後の新たな基準による認定森林所有者等も、以下の既存の特例措置の対象とすることを要望するものである。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>① 山林所得に係る森林計画特別控除</p> <p>個人が有する森林につき森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合に、所得の金額の計算上、次のア及びイのうち、いずれか低い金額を控除できる制度。</p> <p>ア 収入金額（伐採・搬出等の必要経費を控除した残額）の20%相当額。ただし、収入金額が2,000万円を超える場合は、その超える部分の金額については収入金額の10%に相当する金額。</p> <p>イ 収入金額の50%相当額から必要経費を控除した残額。</p> <p>② 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除</p> <p>森林組合又は都道府県知事のあっせんにより、林地保有の合理化等のために山林に係る土地を譲渡した場合において、その土地の取得者がその有する山林の全てについて森林経営計画の認定を受けた場合は、800万円を控除した残額について課税される制度。</p>	
関係条文	措法第30条の2、地法第32条第1項、第313条第1項 措法第34条の3、第65条の5、第68条の76	
減収見込額	[初年度] — (▲99) [平年度] — (▲99) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
ページ		2 — 1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>① 森林経営計画の策定により、計画的かつ合理的な森林の整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図る。</p> <p>② 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>森林経営計画制度における認定森林所有者等に対しては、以下の理由から税制上の特例が措置されているところ。</p> <p>① 森林経営計画に基づき森林施業を行う場合、伐採量及び伐採時期が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。このため、森林経営計画の策定にインセンティブを与え、森林経営計画に従った計画的な伐採や伐採後の更新を図る上で、本特例が必要である。【山林所得に係る森林計画特別控除】</p> <p>② 効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、経営意欲の低下した所有者の森林を経営規模の拡大を図ろうとする者に集約化すること等により、林業経営規模の拡大、林地の集団化その他林地保有の合理化を促進することが必要である。【農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除】</p> <p>森林経営計画の認定を受けた森林に限り適用されるこれらの特例は、計画的な森林施業の実施、計画的な森林施業を実施できる者への林地売却のあっせんによる林業経営基盤の強化等を通じて森林の多面的機能の持続的発揮に繋がるものである。これらの特例は、木安法施行規則に定める基準により認定を受けた森林経営計画の対象森林や、森林法施行規則に定める新たな基準への適合を求めることとなる鳥獣害防止森林区域に該当する森林経営計画の対象森林においても同様の効果を有することから、当該森林においても既存の税制特例措置の対象とする必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の多面的機能の発揮 林業の持続的かつ健全な発展</p>																		
	政策の達成目標	森林経営計画認定率 60%																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	現行に同じ																		
	同上の期間中の達成目標	—																		
政策目標の達成状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> <th>H 2 5</th> <th>H 2 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画認定済み面積 (千 ha)</td> <td>(7,456)</td> <td>2,885 (2,144)</td> <td>4,448 (1,377)</td> <td>4,887 (982)</td> </tr> <tr> <td>認定率 (%)</td> <td>(43)</td> <td>17 (12)</td> <td>26 (8)</td> <td>28 (6)</td> </tr> </tbody> </table>					区分	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	計画認定済み面積 (千 ha)	(7,456)	2,885 (2,144)	4,448 (1,377)	4,887 (982)	認定率 (%)	(43)	17 (12)	26 (8)	28 (6)
	区分	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6															
計画認定済み面積 (千 ha)	(7,456)	2,885 (2,144)	4,448 (1,377)	4,887 (982)																
認定率 (%)	(43)	17 (12)	26 (8)	28 (6)																
③ 括弧書きは、森林施業計画の面積及び認定率																				
有効性	要望の措置の適用見込み	—																		
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		

要望の措置の
妥当性

木安法改正に伴う森林経営計画の認定基準の変更については、人工林の半数以上が主伐期を迎える中、資源の循環利用と木材の安定供給を図るため、伐採材積の上限を緩和するものであるが、併せて、伐採跡地への人工植栽を義務づけることとしている。

また、森林法改正に伴う森林経営計画の認定基準の追加については、森林整備と一体となった鳥獣害防止の取組を促進するものであり、防護柵の設置等鳥獣害防止策を義務づけることとしている。

これらは、いずれも森林経営計画の認定を受けた森林所有者等に対して一定の制約を課すものであることから、計画を着実に実施するためには、本税制上の措置が必要である。また、森林経営計画の認定を受けた森林については、計画に従った造林の着実な実施や伐採への制約などが課されていることから税制上の特例が措置されていることを踏まえれば、今般、変更・追加された基準により認定を受けた森林経営計画に関しても公平性を担保するために同様の税制上の措置を講じることが妥当である。

加えて、林地を譲渡した場合の特別控除は、計画的かつ効率的な林業経営を行う者に山林の集約化を図るという林業の構造改革を促進するため、森林経営計画を立てる者へ山林を譲渡した者に対するインセンティブとして設けられているものであり、森林経営計画を推進するために措置されているものである。このため、今回認定基準が変更・追加となる森林経営計画の対象山林についても、従前と同様に本税制上の措置が必要である。

税負担軽減措置等の
適用実績

① 山林所得に係る森林計画特別控除

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
対象者数 (千人)	1,624	1,492	1,141	1,237	1,601
適用件数 (件)	1,624	1,492	1,141	1,237	1,601
減税見込額 (百万円)	85	84	68	66	116

※数値は、森林計画特別控除に係る立木の伐採（譲渡）証明申請実績等から推計

② 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)
対象者数 (千人)	1,564	1,555	1,546	1,546	1,546
適用件数 (件)	60	74	77	67	80
減税見込額 (百万円)	11	13	11	9	15

※数値は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値等から推計。

「地方税における
税負担軽減措置等
の適用状況等に関
する報告書」に
おける適用実績

—

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>森林資源の充実に伴い、その十分な活用により森林・林業の再生を図っていくため、本特例により、計画的かつ効率的な森林施業を確保し、森林の有する多面的機能の発揮と持続的な森林経営を推進する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>森林の有する多面的機能を持続的に発揮するための多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>① 昭和42年 制度創設（時限措置：2年又は3年毎に延長） 平成26年度改正にて見直し後の森林経営計画への継続措置（②を併せて措置） 平成27年度改正にて3年延長及び控除率の見直し ② 昭和50年 制度創設（恒久措置） 平成13年 制度創設（恒久措置）</p>